長崎県管工事業協同組合連合会からのお知らせです。

長管協発５第23号
令和５年６月５日

組合員　各位

長崎市管工業協同組合
理事長　谷村　正夫
（公　印　省　略）

「請負代金額250万円以下で締結する工事請負契約の保証
に関する取扱いについて」の運用について（通知）

標記の件につきまして長崎県土木部より通知が届いておりますので、ご案内致します。別添資料をご確認下さい。よろしくお願いします。

５建企第１００号
令和５年５月３０日

長崎県管工事業協同組合連合会　様

土　木　部　長
（公印省略）

「請負代金額２５０万円以下で締結する工事請負契約の保証に関する取扱いについて」の運用について（通知）

このことについては、令和４年１１月４日付け４建企第３４８号によりその取扱いを通知したところですが、「３．契約保証金を免除する判断基準」については当面の間下記のとおり運用することとしますので、お取り計らいのほどよろしくお願いします。

記

２．変更点

「３．契約保証金を免除する判断基準」

変更前　４建企第３４８号

入札日の前日から前々年度までの間において、国、特殊法人等（国立大学法人法に定める国立大学法人並びに長崎県立大学法人も含む）または地方公共団体と当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行完了の実績（工事請負における履行実績）が２件以上あること

変更後　本通知による当面の運用

入札日の前日から前々年度までの間において、国または地方公共団体と当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行完了の実績（工事請負における履行実績）が２件以上あること

２．施行日

本通知日以降当面の間適用する。

【問い合わせ】
長崎県土木部建設企画課
公共工事契約指導班
TEL：095-894-3027
FAX：095-894-3461

受付
5.6.-1
長崎市管組合

参考

４建企第３４８号
令和４年１１月４日

各　位

土　木　部　長
（公印省略）

請負代金額２５０万円以下で締結する工事請負契約の保証に関する取扱いについて（通知）

これまで、長崎県が発注する工事請負契約のうち請負代金額２５０万円以下の契約については、入札参加資格申請時に履行実績を確認することによって契約保証金の要否を判断し運用してきましたが、今年度入札参加資格申請の電子化に伴い、対面で行ってきた履行実績の確認は廃止されることになりました。これに伴い、請負代金額２５０万円以下の契約締結に係る契約保証金の要否の判断については下記のとおり取扱うこととしたので通知します。

また、契約保証金が必要となった場合は「長崎県建設工事標準請負契約書第４条に規定する契約の保証に関する取扱いについて」（令和４年１１月４日４建企第３４７号）により契約の保証を求めることとします。

記

１．契約保証金の要否を判断する機関
当該工事を発注・契約する機関において判断する

２．契約保証金の要否を判断する時期
当該工事の契約締結前に判断する。ただし、同一会計年度内に県との契約において契約保証金を免除した業者と再度契約する場合は免除することができる。

３．契約保証金を免除する判断基準
入札日の前日から前々年度までの間において、国、特殊法人等（国立大学法人法に定める国立大学法人並びに長崎県立大学法人も含む）または地方公共団体と当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行完了の実績（工事請負における履行実績）が２件以上あること

４．判断方法
下記のいずれかの方法で確認することとし、証拠となる書類を契約書綴りに保管すること。
① 工事完成確認書写しの提出
② 工事請負費完成払いの支出状況の確認（公金支出情報等）
③ 履行証明書の提出

５．施行日
令和５年４月１日以降に起工を行うものから適用する。

【問い合わせ】
長崎県土木部建設企画課
公共工事契約指導班
TEL：095-894-3027
FAX：095-894-3461